

日増しに寒さがつのる季節となりました。保護者の皆様におかれましては益々ご活躍のことと拝察申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、過日行われました保護者懇談会では、お忙しい中大変お世話になりました。お子さんを交えて有意義なお話が出来たでしょうか。

さて、昨今ネット（SNS）トラブルで悩んでいる教職員や保護者の皆さんが、非常に多くなっている現状があります。先にお配りした「コミュニティサイトへの画像投稿に注意しましょう！」はお読み頂けたでしょうか。この機会に是非、ネット利用に関するルールについてお子さんと話し合い、各家庭でルールを決めていただければと思います。

【ルールの例】

- ◆使用する時間 ◆使用する場所 ◆自分・家族・友だちを守るためにはどうするのか
- ◆他の人を傷つけないためにはどうするのか ◆ルールを破ったときはどうするのか

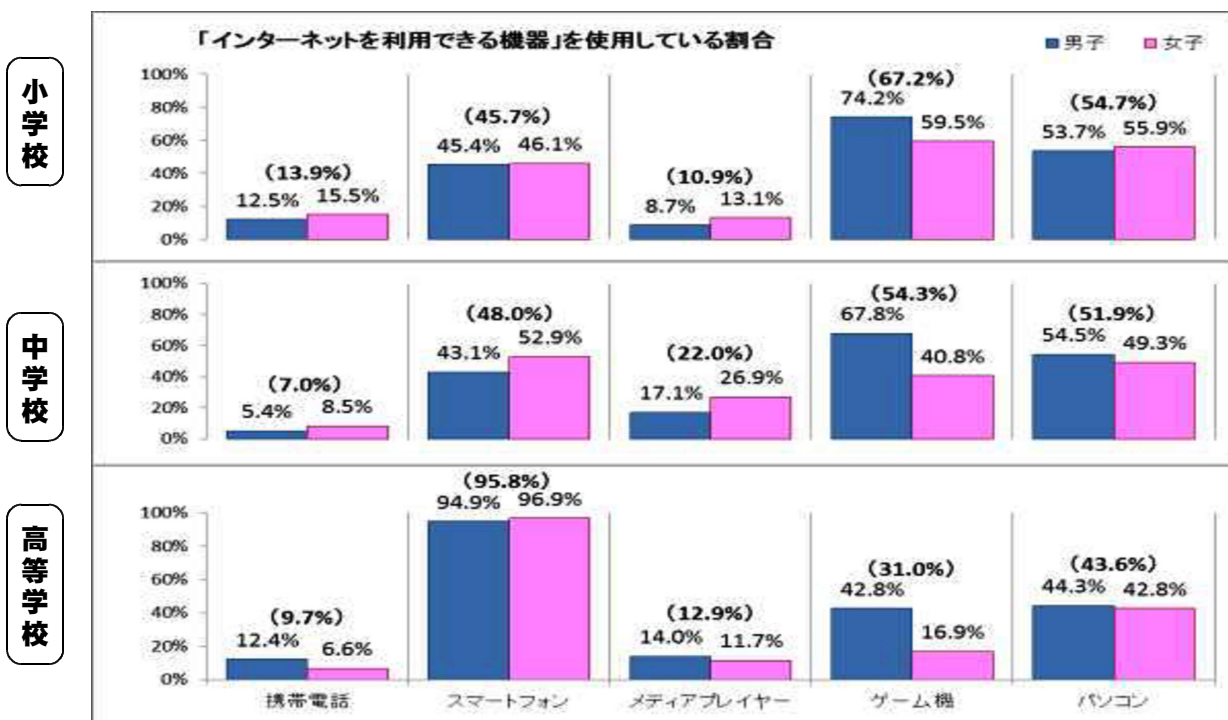
など

インターネットについてのアンケート調査結果より抜粋<県教育委員会ホームページ参照>

■多くの子どもがインターネットを利用できる環境にあります！■

無線LAN（Wi-Fi）のフリースポットの増加や、インターネットを利用できる機器（携帯電話、スマートフォン、メディアプレイヤー、ゲーム機、パソコンなど）の普及にともない、多くの子どもがインターネットを利用できる環境にあります。

（授業以外でインターネットを利用している…小学生85.2%、中学生93.1%、高校生98.2%）



- 小中学生がスマートフォンを使用している割合が急増しています。
- メディアプレイヤーやゲーム機を使用している割合は、小中高共に減少傾向である。

【スマートフォンを使用している割合】

<小学生> H27年度28.4%→H28年度40.6%→H29年度45.7%

<中学生> H27年度27.2%→H28年度44.8%→H29年度48.0%

<高校生> H27年度90.3%→H28年度93.0%→H29年度95.8%

上記以外にも、たくさんの調査結果が掲載されています。是非参考にしてください。

長野県教育委員会ホームページ > 生徒指導 > 「インターネットについてのアンケート」調査結果

伊那市教育委員会より、下記のような通知が来ました。撮影しただけでも犯罪となる事案をまとめてありますので、こちらも是非参考にしてください。

記

写真や動画の撮影で絶対にしてはいけないこと！

ゲーム機・音楽プレーヤー・タブレット・スマホには、カメラ機能が付いています。たとえ、ネットに上げなくとも、内容によっては、撮影しただけで犯罪となることがあります。安易に撮影してはいけません！

＜撮影しただけで犯罪となる事案＞

1 裸写真や性的な画像の撮影

撮影しただけで、**ポルノ製造**となります。また、本体に保存されていれば、**単純所持（ポルノ所持）**となり逮捕されます。メールで送れば、**ポルノ配布**となり、LINEなどのネットを利用すれば、**公然陳列**で逮捕されます。



2 許可なく他人を撮影

個人を撮影し許可なくそれをツイッターやフェイスブックなどのSNSへ掲載したり、LINEなどで送信したりすることは、**プライバシーの侵害**や**肖像権の侵害**となります。たとえ友人であっても、本人の承諾がなければ撮影してはいけません。（自分の子どもを撮影した画像に、偶然入ってしまったものも含まれます）

3 著作物を撮影

彫刻や絵画、音楽（カラオケを含む）など著作権があるものを撮影すると、**著作権違反**となります。今の携帯端末は、ネットにつながることができるため、自分がネットに上げるつもりがなくとも、**送信可能化権**というその端末から操作することでネットに情報を上げることができるものに、データがあるだけで、**違法**となります。

4 違法行為の撮影

飲酒・喫煙や万引きなどの違法行為を撮影した場合も、その場に居て撮影していますので、その行為について、止めたり、通報しなかったりしたことから、**同席していた**ということ、**助長**、**共謀**、もしくは、**犯罪のほう助**ということになります。

実際に違法行為を行った人の**その犯罪のほう助罪**が適用されることとなります。

5 暴力(ケンカ)シーンの撮影

暴力行為やいじめ行為などを撮影したということは、その場に居たということになります。ということは、その行為について、止めなかっただけではなく、**助長していた**ということになります。

事案によっては、**暴力行為を助長した教唆**、もしくは、**共謀して暴力行為を行った**ということになります。

暴力行為を実際に行った人と同様に、**傷害罪**、**脅迫罪**などが適用されることがあります。

6 その他

上記以外でも、撮影した画像がきっかけとなって犯罪に巻き込まれた場合は、その**きっかけを作った**という**当事者としての罪**に問われます。



ネットに上げなくとも、撮影しただけで犯罪となることがあります！安易に撮影しないこと！

＜セーフティーネット総合研究所 専務理事 博士(学術)
長野県サイバー犯罪対策アドバイザー 南澤信之＞